

岐阜県公報

第 六 百 一 号

令和 七 年 六 月 二 十 四 日

(火曜日)

目 次

公 示

○落札者等に関する公示

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

雑 報

○「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二十六年四月」に基づく事後調査報告書（令和六年度）の公告

（障害福祉課）二七一

（都市政策課）二七一

（環境管理課）二七四

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年六月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 1 調達する役務の名称及び数量 岐阜県特別障害者手当等システム開発導入・保守運用業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 7 年 4 月 25 日
- 4 落札者を決定した日 令和 7 年 6 月 5 日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市日置江一丁目 58 番地
株式会社電算システム
代表取締役 高橋 謙太
- 6 落札金額 46,779,040 円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県健康福祉部障害福祉課発達障害支援係
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年六月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

高山市丹生川町板殿の一部（板殿（二））

三 調査を行った期間

令和二年六月から令和六年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

高山市（丹生川町板殿の一部）の地籍図

高山市（丹生川町板殿の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年四月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年六月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

恵那市長島町久須見の一部（久須見三）

三 調査を行った期間

令和二年十一月から令和六年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

恵那市（長島町久須見の一部）の地籍図

恵那市（長島町久須見の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年四月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年六月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

恵那市串原閑羅瀬の一部（閑羅瀬二）

三 調査を行った期間

令和二年五月から令和六年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

恵那市（串原閑羅瀬の一部）の地籍図

恵那市（串原閑羅瀬の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年四月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年六月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

飛騨市河合町角川の一部（角川（Ⅻ））

三 調査を行った期間

平成二十七年八月から令和六年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

飛騨市（河合町角川の一部）の地籍図

飛騨市（河合町角川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年四月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年六月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

飛騨市河合町新名の一部（新名（Ⅱ））

三 調査を行った期間

平成二十九年六月から令和五年十二月まで

四 地図及び簿冊の名称

飛騨市（河合町新名の一部）の地籍図

飛騨市（河合町新名の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年四月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年六月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

不破郡関ヶ原町

二 調査を行った地域

不破郡関ヶ原町大字今須の一部（今須三）

三 調査を行った期間

令和三年八月から令和五年十二月まで

四 地図及び簿冊の名称

不破郡関ヶ原町（大字今須の一部）の地籍図

不破郡関ヶ原町（大字今須の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年四月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年六月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

加茂郡白川町大字黒川の一部（黒川Ⅶ）

三 調査を行った期間

令和三年四月から令和六年六月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡白川町（大字黒川の一部）の地籍図

五 加茂郡白川町（大字黒川の一部）の地籍簿
認証年月日
令和七年四月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年六月二十四日

岐阜県知事 江 崎 楨 英

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

加茂郡東白川村大字神土の一部（大口西洞）

三 調査を行った期間

令和三年七月から令和六年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍図

加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和六年十二月二十五日

雑 報

○「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二十六年四月」に基づく事後調査報告書（令和六年度）の公告

岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第三十八条第一項の規定によ

り事後調査報告書を作成したので、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり公告します。

令和七年六月二十四日

国土交通省中部地方整備局
中部地方整備局長 佐 藤 寿 延

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名 称 国土交通省 中部地方整備局

2 代 表 者 の 氏 名 中部地方整備局長 佐藤寿延

3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類

1 名称 一般国道十九号 瑞浪恵那道路

2 種類 一般国道の改築（環境影響評価法第一種事業）

三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1 縦覧場所

岐阜県環境エネルギー生活部環境管理課、瑞浪市役所建設部都市計画課、恵那市役所建設部建設課、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課

2 縦覧期間 令和七年六月二十五日（水）から同年七月二十四日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

3 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで（縦覧場所によっては異なることがあります。）

四 インターネットによる公表

事後調査報告書は、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所ホームページ（<https://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/index.html>）において閲覧いただけます。

五 問合せ

1 問合せ先 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課

多治見市小田町四丁目八番六号

TEL ○五七二二五―八〇二六

2 受付日時 毎日午前八時三十分から午後五時十五分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

令和七年六月二十四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一 岐阜文芸社